

# 平成30年度久留米市中小企業経営力向上セミナー実施業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

平成30年度久留米市中小企業経営力向上セミナー実施業務

## 2. 実施目的

今後、国内市場の縮小や少子高齢化が進んでいくなか、中小企業は販路開拓や事業承継、人材の確保や育成など様々な経営課題を抱えている。

しかしながら、中小企業においては経営資源が限られているため、課題を認識しつつも、十分に対応できていない状況が多く見受けられる。

こうしたなか、本セミナーを通じて、最新のビジネス情報の提供などを行い、中小企業の経営力が向上することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

## 4. 実施内容

### (1) セミナー対象者

市内の中小企業（製造業、小売業、サービス業ほか）を主な対象とする。ただし、インターネットを活用した販売ビジネス（自社サイト、アマゾン、SNSなど。以下、ECビジネスという。）については、久留米圏域（久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）の4市2町の中小企業を対象とする。また、定員は各回50人程度とする。なお、テーマによって、対象とする業種が異なることも可とする。

### (2) セミナー内容

中小企業のための支援施策説明（補助金、事業承継等）や販路開拓・拡大、人材の確保や育成など中小企業の経営力向上に資するための内容とする。なお、ECビジネスについては、必須テーマとする。また、講義に加え必要に応じてロールプレイングなども取り入れる。

### (3) セミナー回数及びテーマ

セミナーは、5回程度実施するものとする。

セミナーテーマは、上記のセミナー対象者及び内容を踏まえて、1回につき1テーマが完結するものとする。

なお、同一日に複数テーマのセミナーを開催した場合は、セミナ

一の回数はテーマ数によりカウントして良いものとする。

(4) セミナー会場

久留米市内の交通至便でセミナーの開催に適した場所とする。

(5) その他

必要に応じて個別相談会を実施する。なお、対応社数及び時間は、委託者と都度協議する。

## 5. 委託内容

(1) 調整、準備

受託者は、スケジュールの調整、会場との調整、必要な設備の手配、講義資料の作成等を実施すること。

(2) 参加者募集、申込受付等

受託者は、参加者の募集及び申し込みの受付を行う。募集方法は、参加希望者が応募しやすい手続きとすること。

なお、定員を超える応募があった場合は、応募者へ簡易ヒアリングを行い、久留米市と協議したうえで参加者を決定する。

(3) 広報

受託者は、募集に関する印刷物等の作成及び配布を行い、対象事業者へ事前周知を図ること。

なお、印刷物の内容は、久留米市と事前協議のうえ決定し、久留米市が最終稿の内容を確認した後に配布すること。

(4) 運営

受託者は、セミナー及び相談会の司会、進行管理等を行う。

(5) アンケート

受託者は、アンケートを作成し、セミナー各回の終了後すみやかに受講者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を必要に応じてセミナー内容に反映させること。アンケートの内容は、久留米市と協議して決定する。全てのアンケートは、集計、分析した後、電子データで久留米市へ提出すること。

(6) 実施計画書

業務実施にあたっては、業務の概要を示す実施計画書（任意様式）を作成し、久留米市へ事前に提出すること。

(7) 実施報告

受託者は、全ての業務を終了した後、1ヶ月を目途に「業務完了報告書」（任意様式）を作成し、書面及び電子データで久留米市へ提出すること。

(8) その他

(1)～(7)のほか、事業実施にあたって必要となる業務。

## 6. 委託限度額（提案上限額）

1,480,000円

※上記の金額は、消費税及び地方消費税を含まず、以下の費用を含む。

人件費（講師謝金）、会場費（セミナー、相談会）、  
会場備品借上費、会場装飾費、印刷製本費（チラシ、講義資料等）  
その他、セミナー及び相談会を開催するにあたって発生する全ての費用

## 7. 秘密の保持について

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

## 8. 情報公開及び提供

市は提出された提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 9. 著作権について

本業務によって生じた成果物の著作権は、久留米市に帰属する。ただし、受託者が受託前から保持する著作物あるいは第三者の著作物の著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

## 10. その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない事項は、久留米市と受託者が、都度協議し解決するものとする。

以上